

## 疑わしい取引の届出の方法等に関する命令等 の一部を改正する命令案（仮称）の概要

### . 改正対象

以下の3本の命令の一部を改正する。

疑わしい取引の届出の方法等に関する命令（平成11年総理府・法務省令1号）

一般振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省令1号）

社債等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令5号）

### . 疑わしい取引の届出の方法等に関する命令の一部改正（1条）

金融商品取引業者又は特例業務届出者が疑わしい取引の届出を行う場合の規定について、所要の改正を行う。

### . 一般振替機関の監督に関する命令及び社債等の振替に関する命令の 一部改正（2条・3条）

投資法人制度において短期投資法人債が導入されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

